

土岐商工会議所福祉団体定期保険共済制度
見舞金・祝金の支給に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、土岐商工会議所福祉団体定期保険共済規程第1条に基づき、共済見舞金・祝金の支給に必要なことを定める。

(見舞金等)

- 第2条 見舞金は保険加入者が病気により5日以上にわたって入院したとき、不慮の事故より5日以上にわたって通院したとき
- 2 祝金は、本制度加入1年以上の加入者が結婚または、加入者本人が出産したとき及び加入者の配偶者が出産したとき
 - 3 前記1項から2項に掲げる給付金は、1口につき5,000円の支給とし、見舞金の給付は、共済制度の諸保険金・給付金と重複してのお支払いはできません。
 - 4 満了記念品は、80歳で満了を迎えられた方に差し上げます。

(請求手続き)

第3条 見舞金等を請求しようとするものは、別紙様式第1号に定める入院・通院見舞金請求書を提出するとともに入院・通院を証明できる領収書等の写しを添付、また祝金を請求しようとするものは、別紙様式第2号により結婚・出産祝金請求書を提出するとともに結婚・出産したことを証明できる戸籍抄本・母子手帳等の写しを添付する。

(給付の制限)

- 第4条 入院見舞金・通院見舞金は、それぞれ年度（4月～翌3月）1回を限度とする。
- 2 加入時発生の病気または不慮の事故は給付の対象とする。

(見舞金等の支払日)

第5条 見舞金・祝金の支払日は、請求に基づいて随時支払うものとする。

(見舞金等の受取人)

第6条 見舞金・祝金の受取人は加入事業所とする。

(申請期間)

第7条 通院見舞金は通院終了後3年以内、入院見舞金は退院後3年以内、結婚祝金は婚姻届提出後3年以内、出産祝金は出産届提出後3年以内とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

◎この要領に定められていない事項については、アクサ生命保険株式会社との間に締結された約款によるものとする。